

議 長 日程第7「議案第18号令和5年度松田町下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第18号令和5年度松田町下水道事業特別会計予算。

令和5年度松田町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,350万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは御説明いたします。379ページをお願いします。第2表、債務負担行為につきましては、下水道土木積算システム事務機器賃借料について、令和5年5月で満了となるため、6月から令和10年5月までの5年間について、あらかじめ後年度の債務を約束することを予算で決めておくものでございます。

続きまして、380ページをお願いします。第3表、地方債につきましては、起債の目的、公共下水道につきましては、公共下水道管渠布設工事や流量計更新工事、下水道事業債分の補填と特別措置分を合わせた額になっております。酒匂川流域下水道事業につきましては、小田原市酒匂処理場の建設事業費負担分でございます。次の公営企業会計適用は、公営企業会計化への移行に係る分

に充てるものでございます。

386、387ページをお願いします。事項別明細の歳入です。款1、分担金及び負担金、項、負担金、目、受益者負担金につきましては、下水道施設に係るものでございます。

款2、使用料及び手数料、項、使用料、目、下水道使用料につきましては、令和4年度の実績により前年度に比べて2.5%減を見込んでおります。

款3、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金につきましては、公債費の元利償還金に充当しております公債費につきましては、年々減少していく予定でございますので、前年度比較も減少しております。

款4、繰越金につきましては、前年度繰越しの見込額でございます。

款6、町債につきましては、公共下水道工事分、小田原市酒匂処理場の建設事業費負担分、企業会計への移行に係る分でございます。

390、391ページをお願いします。歳出です。款1、総務費、項、下水道総務費、目、一般管理費につきましては、右ページの説明欄の中段、12、委託料のうち、下水道使用料徴収事務委託料につきましては、徴収事務を上水道会計へ委託する委託料でございます。下水道事業公営企業会計移行委託料は、特別会計から公営企業会計への委託に係る委託料でございます。26、公課費につきましては、下水道事業会計の運営に伴い発生する収支に係る税及び地方消費税でございます。その下の給料関係は、職員1名分の人件費でございます。

392、393ページをお願いします。目2、施設管理費の10、需用費につきましては、流量計4基、マンホールポンプ5基の電気料や、下水道等の修繕料でございます。12、委託料につきましては、下水道の水質検査、流量計やマンホールポンプの保守点検、清掃の委託料でございます。

款2、事業費、項・目とも下水道事業費でございます。この目では、公共下水道の工事経費を支出しております。主なものは、12、委託料、公共下水道事業計画変更業務委託料につきましては、令和5年度に事業認可が期限を迎えるため、期間延長の業務を委託するものでございます。14、工事請負費につきましては、下水道管渠の補修や維持補修工事としてマンホール蓋の改修及び宮下

地区にある流量計が耐用年数を超えるため更新するものでございます。

394、395ページをお願いします。款3、流域下水道費につきましては、酒匂川流域下水道事業に係る工事及び維持管理負担金でございます。

款4、公債費の元金につきましては104件分の長期債元金、利子につきましては122件分の長期債利子の償還金でございます。

以上ですが、397ページ以降には、投資的事業の概要、給与費明細書、債務負担行為の調書、地方債の調書、公債費元利償還金の内訳が記載されております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第18号令和5年度松田町下水道事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。